

## 奈良・藤原京跡右京九条四坊



(吉野山)

- 1 所在地 奈良県橿原市城殿町<sup>きどんちょう</sup>
- 2 調査期間 一九九三年(平5)八月～一〇月
- 3 発掘機関 橿原市教育委員会
- 4 調査担当者 露口真広
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は共同住宅建設に伴う事前発掘調査である。調査地は本薬師寺跡の南西、古代の官道下ツ道の名残りを残す国道一六九号線

より東に入った水田地帯の中にある。藤原京の条坊復

原図によると、右京九条四坊のほぼ中央にあたり、西四坊間路と九条条間路との交差点や周辺の宅地建物が想定される地点である。

右京九条四坊については調査件数が少なく、北限の八

橋 S B O 一は、S D O 一の東岸に設けられた木組みの施設で、軟弱な砂層の溝肩に沿って横木と杭で護岸し、その上に一部自然木をわたす。溝底に橋脚の据え付け穴はないが、位置的には九条条間路との交差点近くにあたり、東西方向の簡易な橋を架けていたと推測できる。同様の構造の施設は右京五条四坊の調査で確認された五条条間路から下ツ道東側溝へわたした橋にも見られ、今回はその規模縮小版と考えられる。

今回の調査は、東北坪及び東南坪内に設定したA区(五〇四<sup>m</sup>)、西北坪及び西南坪内に設定したB区(二三五<sup>m</sup>)の二ヵ所で行なった。その結果、右京九条四坊内の宅地利用状況を充分に把握することはできなかつたものの、藤原京全体に関わる貴重な成果をあげることができた。検出した主な遺構はA区で西四坊間路の東側溝一条・橋一基・便所遺構二基、B区で掘立柱建物一棟などである。

西四坊間路東側溝 S D O 一は幅約〇・四～二・〇m、深さ〇・一～〇・七mを測る南北溝で、調査区の南北長分七二mにわたって検出した。溝の埋土は上下二層からなり、上層は埋立てに伴う整地土、下層は流砂層である。遺物は主に下層から出土し、藤原京期の土器が含まれる。西側溝については別途トレーンチを設定して検出を試みたが確認できず、柱穴多数を認めたのみである。

橋 S B O 一は、S D O 一の東岸に設けられた木組みの施設で、軟弱な砂層の溝肩に沿って横木と杭で護岸し、その上に一部自然木をわたす。溝底に橋脚の据え付け穴はないが、位置的には九条条間路との交差点近くにあたり、東西方向の簡易な橋を架けていたと推測できる。同様の構造の施設は右京五条四坊の調査で確認された五条条間路から下ツ道東側溝へわたした橋にも見られ、今回はその規模縮小版と考えられる。

便所遺構SX○一は、径四・六m、幅〇・四m、現状での深さ約〇・五mを測る弧状の素掘溝である。埋土のほとんどは流砂層からなるが、最終的には人頭大の礫や土器・瓦・板材が混じる整地土により埋められている。溝肩の一部が大きくえぐられている状況などから、南から導水し北へ排水していたと考えられる。

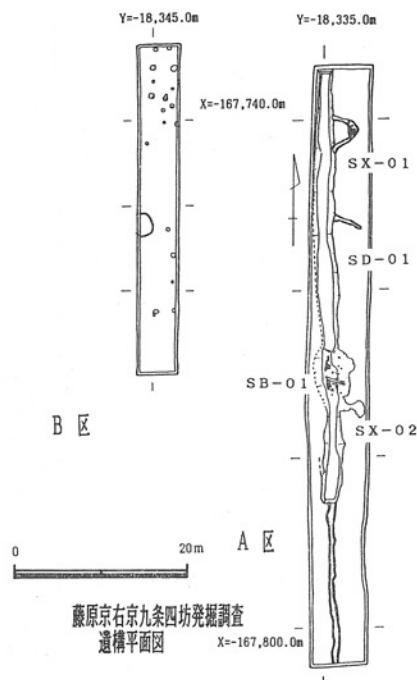
便所遺構SX○二は、現状で南北二・一m、東西一・四m、深さ〇・五mを測る不整橢円形の浅い土坑で、地盤が軟弱な砂層であるため原形をとどめていないが、本来は長橢円形であったと考えられる。木杭が四隅近くに打ち込まれており、うち一本が残存している。確認できた四本の杭の間隔は南北〇・九m、東西〇・五mに復原できる。そして土坑内の湧水をある程度排水するためと考えられる小溝が、道路側溝へとのびている。SX○一を水洗式、SX○二をくみ取り式の便所と判断した。

木簡六点は西四坊坊間路の東側溝SD○一、特に橋SB○一周辺から集中して出土した。呪符木簡(1)は、SB○一より下流にあたる北側の溝底で一片に分かれて出土し、それぞれ下になっていた面のみに墨痕が残っていた。一方、八卦木簡(2)はSB○一より上流にあたる南側の溝底、流砂の中から出土した。

共伴遺物には、須恵器・土師器・墨書き土器・ミニチュア土器・人形・土馬・斎串・曲物・籌木・軒平瓦(六五六一型式)・木杭など、整理用コンテナ約一八箱分がある。このうち籌木はSD○一、特に

SX○二の南端や排水小溝の流出口付近からまとめて出土しており、その総数は約四〇点に達する。法量は特に均一性がなく、長さ一五~三〇cm、幅〇・七~一・〇cmを測る。加工の度合いにばらつきがあるだけでなく、細い短冊状の板や先をゆるやかに尖らせた丸い棒状のものなど、仕上げ方も多様である。これらの中には、木簡の転用品かと考えられる板材も含まれているが、墨痕は認められなかつた。

木簡のほかに遺跡の性格を示す遺物には、人形二点、斎串二点、土馬四点、ミニチュア土器(壺)などの祭祀遺物がある。また墨書き土器には、須恵器杯の底部外面に「司」と読めるものが一点ある。



(1) 「▽ 四方ヰ□大神龍王 七里□□内□送々打々急々如律令」

「▽ 東方木神王 (人物像) 婦麻佐女生年廿九黒色  
中央土神王 (人物像) 婦□□女生年□□□□□  
〔色カ〕」

「年卅五 遊年在乾 絶命在離忌 占者甚  
禍害在巽忌 生氣在兌宜 吉」

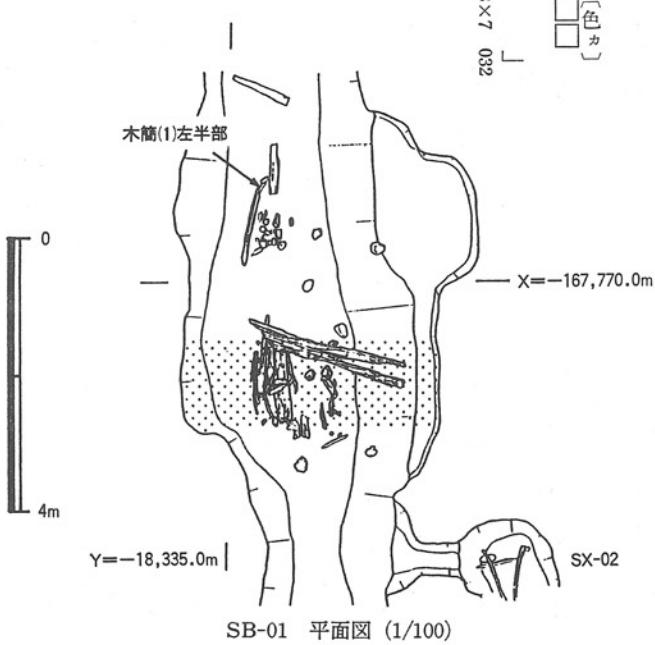
「月十一日庚寅木開吉  
宮仕良日 時者卯辰間乙時吉」

205×32×3 011

467×83×7 032



(2)





(1) 裏



(1) 右半表

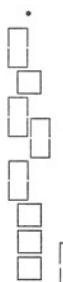


(1) 左半裏



(1) 右半表

(3) • 无位佐伯直国依請□□



(168)×(23)×2 081

(4) 「V□郡□□里

「若海藻」

129×13×3 051

(141)×20×3 033

(1)は大型の呪符木簡で、近接した位置から縦に二片に割られた状態で出土した。右片は裏が、左片は表がそれぞれ損傷しており、表裏に記された全文を完全に釈読し、またそこに描かれた二人の人物像の全貌を跡づけることはできない。左右両辺には上端から八<sup>画</sup>の位置に刀子で切り欠いた台形状の切り込みがあり、何らかのものに結びつけて用いられたと考えられる。

表にはまず祈願の対象とされる神として「四方卅□大神龍王」が書かれる。四字目は墨痕がかすかに確認できるに止まり、文字を確定できないが、数字が書かれていたかと推測される。なお「大神龍王」は中世の呪符木簡などに登場するが、古代の木簡では初見である。次いで右に寄せて願いの内容である「七里□□内□送々打々」と呪句「急々如律令」を記す。願いの内容を記した「七里□□内□送々打々」の箇所で判読しがたい三文字のうち、「七里」に続く二文字は最初が糸篇の文字であることを確認できるが、旁は確定しえず、またその次は「皆」の字の如くであるがこれも断定するには至

らない。あるいは「結皆」と書いて、それで結界を意味させたとも考えられる。また「内」に続く文字は墨痕・運筆とも明瞭であるが、文字を特定し難い。「外」とも読めるが、旁の第一画の終筆が明瞭にはねられており、また「内外」とすると文意も不明瞭となって、「外」と断定するのは躊躇される。あるいはこの字は「水」で、わざわざ第三画を欠いて記したと考えることもできないわけではない。すなわち欠画という行為に意味を認め、この場合は「送」り「打」つ対象である「水」の力を削ぐ意味があり、願いの内容を七里結界内の「水」をその外へ「送」り「打」つと解するのである。このように理解すると祈願の対象が水と深い関わりをもつ「大神龍王」であることも理解し易い。このように「水」であるとすると文意は通るが、果たして「水」と断定してよいか問題がある。いずれにしろ表には四方の神である大神龍王に水などを七里の外へ追い出すことを願った内容が記されていると考えられる。

裏には冒頭に表の「四方卅□大神龍王」と対応するかのように五方の「神王」の名が記されていたらしいが、北方と西方の「神王」が書かれているべき箇所には墨痕が遺っていない。「神王」が表の「大神龍王」の略称であるとすると、表が四方であるのに対して裏が五方であるのは合わないが、その理由は不明である。五方の「神王」の下には二人の人物の画が上下にやや位置をずらして描かれている。二人の人物の右下には二人が婢であることを示す記載があり、それ

に統けてそれぞれの名前・生年と色が記されている。名前・生年・色を判読し得たのは上に描かれた「麻佐女」という人物だけで、下の人物についてはこれを明らかにし得ない。色とはこの場合五行に配される五色のことと考えられ、吉野裕子氏によると、「麻佐女」の色である「黒色」は五行の水の色で、「麻佐女」たちが女性であることと相まって水を防ぐ力が強く、二人の婢は水防の呪物となつたことを示していると言う。この点は表に記された願いの内容や祈願の対象となつた神が「大神龍王」あるいは「神王」であったことと符合し、二人の婢は水を防ぐための人柱としての機能を果たした可能性が考えられる。しかしその場合、実際に二人の婢が人柱とされたのではなく、ここに描かれた画によって代用された可能性も強い。この点は左右両邊にある切り欠きの存在とともに、木簡の使用法を考える上で重要な資料である。

(2)は八卦法に基づく占いの木簡である。幾つかの破片を接合したが、裏の右上端部分の断片が見当たらず、双行割書部分冒頭の月を文字として確認できなかつた。内容の詳細については黒岩重人氏の論考に依られたいが、その内容を以下で簡単に紹介する。

まず表は今年三五歳になる男性の本年の禁忌を八卦法によつて占つた内容を記したもので、その理論は五行大義をそのまま用いている。一方裏ではこの人物が宮仕えをするにあたつての良日を占つてゐる。この人物が仕えた「宮」の実態は明らかでないが、「宮仕良

日」として選ばれた「□月十一日」は、それに統けて記された「庚寅木開吉」との記載から慶雲二年(七〇五)三月十一日庚寅にあたると推定され、年代を特定しうる点は重要である。このように八卦忌による占いや選日が、これまで知られていた平安時代を遙かに遡る八世紀初頭に既に行なわれていたことが判明したことは、古代の日本における陰陽五行思想の受容を知る上で極めて重要である。

(3)は断片八片を接合したもので、恐らく文書木簡の断簡であろう。なお、木簡の釈読は京都教育大学の和田萃氏と奈良国立文化財研究所の橋本があたり、(1)については赤外線テレビカメラと受像器などを用いて細部を確認した。また釈文確定後(1)(2)の内容的な検討にあたり吉野裕子・黒岩重人両氏のご教示・ご協力をいただいた。

## 9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘るXIV——一九九三年度発掘調査速報展』(一九九四年)

吉野裕子「藤原京右京区出土木簡の推理」『東アジアの古代文化』八〇 一九九四年)

黒岩重人「藤原京出土木簡と陰陽五行」(同右)

( 1 ~ 7  
8 ~ 9 橋本義則 )